

AMT/NEWSLETTER

Corporate

2025年8月27日

※本ニュースレターの内容は商事法務ポータルにも掲載しています。

掲載ページ URL:https://portal.shojihomu.jp/kaisha_sokusho

会社法改正の最新動向 —法制審議会会社法制部会第1回 議事詳細—

弁護士 坂本 佳隆 / 弁護士 野村 直弘 / 弁護士 角田 恵央

Contents

I. はじめに

II. 本部会の設置に至る経緯

III. 第1回会議の概要

1. 議事の概要
2. 部会資料の概要
3. 参考資料の概要

IV. 株式の発行の在り方に関する規律の見直し

1. 株式の無償交付の対象範囲の見直し
2. 株式交付制度の見直し
3. 現物出資制度の見直し

V. 株主総会の在り方に関する規律の見直し

1. バーチャル株主総会制度
2. 実質株主確認制度
3. その他の株主総会の在り方に関する規律の見直し

VI. 企業統治の在り方に関する規律の見直し

1. 指名委員会等設置会社制度の見直し
2. その他の企業統治の在り方に関する規律の見直し

VII. その他の検討事項

VIII. 次回以降の会議の見通し

I. はじめに

本号は、「会社法改正の最新動向」と題する連載の第1回の「議事詳細」に当たる。

本連載は、法制審議会会社法制(株式・株主総会等関係)部会(以下「本部会」という。)で検討される会社法改正に関する動向をわかりやすく解説することを目的としている。本部会第1回会議の「議事概要」はすでに配信した¹が、この「議事詳細」は、法務省内の本部会のウェブサイト²で公開された同会議の議事録³も踏まえ、同会議について「議事概要」よりも詳しく解説するものである。

なお、第1回会議では、後記「部会資料1」記載の検討事項全体を俯瞰し、また、そこに含まれていないが本部会で検討すべき事項について洗い出しが行われた。第1回を含む部会の初期段階(いわゆる「一読」)においては、各論点に関する議論を一定の方向に収斂させるというより、その後の議論のために、委員・幹事それぞれの各論点に関する問題意識や意見を広く聞き取り、整理していくことに主眼がある。そのため、「議事詳細」においても、当面は各論点における委員・幹事の発言から注目すべき／今後の議論でポイントになると思われる内容を中心に紹介することとする。部会が回を重ね、議論が一定の方向に収斂してきた段階において、個別論点に関する方向性についての実務家目線での分析を加えていくこととした。

以下、特に断りのない限り、条文番号は会社法のそれを指す。

II. 本部会の設置に至る経緯

2025年2月10日開催の法制審議会総会第201回会議は、法務大臣から発せられた諮問第127号「近年における社会経済情勢の変化等に鑑み、株式の発行の在り方、株主総会の在り方、企業統治の在り方等に関する規律の見直しの要否を検討の上、当該規律の見直しを要する場合にはその要綱を示されたい。」(以下「本件諮問」という。)に関して、その調査審議のため本部会を設置することを決定した⁴。

この背景として、会社法は、2005(平成17)年に制定され、2014(平成26)年と2019(令和元)年に実質的な改正がされたが、2019年の改正(以下「令和元年改正」という。)から約5年が経過し、社会経済情勢の変化等に伴い、様々な検討課題が指摘されているという事情がある。

具体的には、政府の「規制改革実施計画」(2024年6月21日)⁵および「規制改革推進に関する中間答申」(同年12月25日)⁶では、従業員等に対する株式の無償交付⁷、株式対価M&Aの活性化、バーチャルオンリー株主総会⁸等に関する会社法改正の検討が指摘され、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」(同年6月21日)⁹でも、現物出資規制の緩和等の検討、指名委員会等設置会社制度の運用実態の検証と改善検討等が指摘された。

また、公益社団法人商事法務研究会の下で2024年9月から開催された会社法研究会¹⁰は、見直しを検討すべき会

1 https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins1_pdf/250717001.pdf

2 https://www.moj.go.jp/shingi1/housei02_003007_00014.html(2025年8月5日最終閲覧。以下、本稿で引用するウェブサイトについて同じ。)

3 <https://www.moj.go.jp/content/001441263.pdf>

4 https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500044_00005.html

5 https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/program/240621/01_program.pdf

6 <https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/opinion/241225.pdf>

7 募集株式と引換えるに金銭の払込みや199条1項3号の財産の給付を要しない株式の発行または自己株式の処分をいう。

8 「場所」の定めのない株主総会をいう。

9 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/ap2024.pdf

10 座長：神作裕之・学習院大学教授、座長代理：藤田友敬・東京大学教授。2024年9月から2025年2月までに計6回開催された。

<https://www.shojihomu.or.jp/list/kaishahoseiken>

社法のテーマについて幅広く意見を聴取して論点を整理し、2025年2月に「会社法制研究会報告書」¹¹を公表した。

経済産業省の下で2024年9月から開催された「『稼ぐ力』の強化に向けたコーポレートガバナンス研究会」¹²も、日本企業の「稼ぐ力」の強化に向けたコーポレートガバナンス改革の進め方や会社法改正の方向性等を検討し、2025年1月17日に「会社法の改正に関する報告書」¹³を公表した。

こうして、政府方針やそれを背景とする研究会での議論も踏まえて、新たに設置された本部会で、会社法の改正に向けた具体的な調査審議が開始されることとなった。

III. 第1回会議の概要

1. 議事の概要

本部会の第1回会議は、2025年4月23日に開催された¹⁴。

まず、事務当局から本部会の設置について説明がされた後、神作裕之委員(学習院大学教授)が部会長、藤田友敬委員(東京大学教授)が部会長代理にそれぞれ指名された。

そして、部会資料や参考資料について説明がされた後、フリーディスカッションの形式により、本部会での検討事項に関する意見交換が行われた。

2. 部会資料の概要

「部会資料1」は、本件諮問に沿って、本部会で見直しを検討するべき事項の例を、①株式の発行の在り方、②株主総会の在り方、③企業統治の在り方に関する規律に分けて整理しているが、同資料に記載された事項以外の事項について見直しの要否を検討する可能性も排除されていない。第1回会議では、同資料の項目に沿って意見交換が行われたが、委員・幹事の意見や指摘の概要は後記IV～VIIで紹介する。

3. 参考資料の概要

第1回会議に提出された3つの参考資料のうち、「参考資料1」は、IIで述べた「会社法制研究会報告書」である。同報告書では、上記の「部会資料1」記載の検討事項はいずれも記載されているが、ほかにも言及されている事項があり(表1参照)、その一部については第1回会議でも議論された。

(表1)「部会資料1」記載の検討事項以外で「会社法制研究会報告書」に記載された主な事項

- ・株主総会の書面決議(319条1項)の要件の緩和
- ・キャッシュ・アウトに関して、特別支配株主(179条1項)の要件の緩和
- ・株主総会の検査役の選任に係る申立権者への取締役および監査役の追加
- ・316条2項に規定する調査者制度の見直し
- ・株主総会資料の電子提供制度における書面交付請求制度の見直し
- ・株主代表訴訟の要件の厳格化

¹¹ <https://www.shojihomu.or.jp/public/library/3276/report0702.pdf>

¹² 座長：神田秀樹・東京大学名誉教授。2024年9月から2025年4月までに計8回開催され、同月30日に取りまとめが公表された。

https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/earning_power/index.html

¹³ https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/earning_power/pdf/20250117_2.pdf

¹⁴ https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001_00287.html

・剩余金の配当等に関する業務執行者等の責任(462条1項)の緩和

「参考資料2」は、経済産業省の「会社法の改正に関する論点について」と題する資料であり、本件諮問に係る論点以外にも改正の必要性が指摘されている論点があるとして、上記Ⅱで述べた「会社法の改正に関する報告書」を添付しつつ、複数の論点を挙げている。

「参考資料3」は、弁護士の委員・幹事による「追加検討依頼事項」と題する資料である。弁護士が業務を行う場面で実際に不都合が生じた事案を踏まえ、特に会社法上手当すべきと思われる事項を抽出して作成されたものであり、「部会資料1」記載の事項以外に本部会で検討すべき事項として、8つの項目が提案されている。

IV. 株式の発行の在り方に関する規律の見直し

株式の発行の在り方に関して「部会資料1」に記載された検討事項の例は、①株式の無償交付の対象範囲、②株式交付制度、③現物出資制度の見直しである(表2参照)。

(表2)株式の発行の在り方に関する規律の見直しに係る検討事項の例

項目	検討事項の例	現行の制度	指摘されている主な問題点
株式の無償交付	上場会社以外の株式会社、従業員および子会社の取締役等(以下「従業員等」という。)を念頭に置いた対象範囲の見直し	上場会社の取締役または執行役を対象として、株式の無償交付ができる(202条の2。令和元年改正により導入)。	・優秀な人材の獲得・維持、エンゲージメントの向上等のため、従業員等に株式を付与する動きが広がりつつある一方で、従業員等は現行の無償交付の対象とされていないため、実務上、金銭債権を付与した上でそれを現物出資財産として給付させる方法(いわゆる現物出資構成)が行われているが、技巧的である。
株式交付制度	利用できる範囲の拡大や手続の簡素化	株式交付制度を利用すれば、買収会社が被買収会社の株式を譲り受けて子会社とし、譲渡人に対価として買収会社の株式を交付できる(2条32号の2、774条の2~774条の10、816条の2~816条の10。令和元年改正により導入)。	・子会社の株式を追加取得する場合、持分会社や外国会社を子会社とする場合等を念頭に、制度を利用する範囲を拡大すべきである。 ・株式交付親会社における反対株主の株式買取請求権や債権者保護手続等を念頭に、手續を簡素化すべきである。
現物出資制度	検査役の調査を要しない範囲の拡大、関係者の不足額填補責任の緩和	現物出資(金銭以外の財産の出資)においては、原則として検査役の調査が必要とされ(207条1項)、募集株式の引受人や業務執行取締役等は不足額填補責任を負う(212条、213条)。	・検査役の調査の制度は、スタートアップに対する知的財産権等の現物出資の支障になっている。 ・募集事項の決定時に現物出資財産が適正に評価されても、募集株式の引受人が株主となった時までに当該財産が値下がりすれば不足額填補責任が発生し得ることが、実務上のリスクとなっている。

1. 株式の無償交付の対象範囲の見直し

意見交換では、無償交付の対象者の拡大に賛成する意見が多くみられた。その一方で、過剰な株式発行による株式価値の不当な希薄化を招き、既存株主の利益が害されるという懸念のほか、以下のような指摘がなされた。

- ◆ 無償交付される株式について、労働基準法上の賃金該当性の整理が必要であり、株式の無償交付によって労働者の期待する賃金が支払われず、または減額されてはならない(富田委員)。
- ◆ 既存株主の利益保護のため、株主総会決議を要求するべきである(内田委員ほか)。その場合の株主総会決議は、従業員等に対する株式の無償交付をインセンティブ報酬と捉えて有利発行に当たらないと整理すれば、特別決議ではなく普通決議とすることも考えられ(田中委員)、引受人を特定せずに従業員等のカテゴリーで一定数の上限を定めて株式の発行を認める授権決議とする(細かな事項は取締役会で決定する)方法も考えられる(田中委員、藤田委員)。
- ◆ 子会社の取締役等を無償交付の対象者に加えるとしても、子会社を完全子会社または主要子会社に限定するなどして、子会社の少数株主と親会社との間の構造的な利益相反の懸念に対処すべきである(内田委員、青委員)。
- ◆ 特に中小企業では、株式の無償交付が支配権移転の道具として利用される危険もあり、上場企業とは異なる規律にすることも考えられる(石井委員、矢野幹事)。

2. 株式交付制度の見直し

株式交付制度の見直しに係る実務上のニーズについては、本来的には現物出資規制の見直しにより対応すべきであるとの意見が多くみられた。また、仮に株式交付制度を見直すとしても、手続規制の緩和には慎重であるべきとして、以下のような指摘がなされた。

- ◆ 株式交付制度の適用範囲を支配権の取得とは無関係に拡大することになれば、同制度を組織再編の一環として導入した令和元年改正の際のアプローチとの整合性に疑義が生じる(藤田委員)。
- ◆ 債権者保護手続の廃止以外の手続規制の緩和に理屈を見出すことは難しい(久保田委員)。組織再編全般ではなく株式交付制度のみについて手續を緩和するならば、制度の名称を変えて現物出資規制を回避していることにもなりかねない(藤田委員)。

3. 現物出資制度の見直し

現物出資規制が過剰であり、合理性に問題があるという意見が多くみられ、以下のような指摘もなされた。

- ◆ 検査役調査の制度が根付いておらず、合理的な実務が形成されていないので、同制度の意義を見直す必要がある(齊藤委員)。
- ◆ 出資者に不足額填補責任を負わせることが取引社会の実情に合っておらず、出資者の責任が生じるのは例外的な場合に限るべきである(田中委員)。

V. 株主総会の在り方に関する規律の見直し

株主総会の在り方に関して「部会資料 1」に記載された検討事項の例は、①バーチャル株主総会制度、②実質株主確認

制度、③その他の株主総会の在り方に関する規律の見直しである(表3参照)。

(表3)株主総会の在り方に関する規律の見直しに係る検討事項の例

項目	検討事項の例	現行の制度	指摘されている主な問題点
バーチャル株主総会制度	会社法への規律の新設、要件や株主総会決議取消しの訴えの特則等	会社法上、株主総会の招集に当たっては「場所」を定める必要があり(298条1項1号)、バーチャルオンライン一株主総会の開催は認められないと解されている。なお、産業競争力強化法(以下「産競法」という。)66条は、2021(令和3)年の改正により、一定の要件を満たし、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けた上場会社について、バーチャルオンライン一株主総会の開催を認める特例を設けた。	・産競法上の要件を満たさない場合にもバーチャルオンライン一株主総会の開催を許容し、遠隔地からも株主総会に出席しやすくなるべきである。 ・非上場会社にもバーチャルオンライン一株主総会を開催するニーズがある。 ・いわゆるハイブリッド出席型バーチャル株主総会 ¹⁵ も含め、会社法に規律を設けることを検討すべきである。
実質株主確認制度	株式会社がいわゆる実質株主を確認するための制度の新設、制度趣旨や制度の実効性を確保するための規律等	金融商品取引法に基づく大量保有報告制度の適用対象となる場合を除き、株式会社や他の株主が、株主名簿に記載・記録されている名義株主の背後に存在するいわゆる実質株主(名義株主に対して議決権の行使等について指図をすることができる者)を確認できる制度は存在しない。	・中長期的な企業価値向上の観点から、株主との建設的な対話の重要性が指摘されている一方で、実質株主に関する情報を把握できないことがその支障となっている。
その他	一定の場合には会議体としての株主総会を開催しなくとも決議があつたものとする制度の導入	上場会社では、事前の書面または電磁的方法による議決権行使(311条1項、312条1項)が行われている。	・事前の議決権行使により決議の成否の大勢が決っていても、適切な議事運営をしなければ株主総会決議の取消事由になり得るため、多大な労力をかけて慎重に対応している実態がある。
	株主提案権の議決権数の要件の見直し	取締役会設置会社では、原則として、総株主の議決権の100分の1以上または300個以上の議決権を6か月前から引き続き有する株主は、株主提案権を行使できる(303条2項、305条1項)。	・発行済株式の数が多く、または投資単位が小さい株式会社では、株式の保有比率が極めて低い株主にも300個以上の議決権という要件で株主提案権が認められ、濫用的に行使される懸念がある。

1. バーチャル株主総会制度

バーチャルオンライン一株主総会を推進すべく、会社法への規律の新設に賛成する意見が多くみられた一方で、バーチャルオンライン一株主総会の問題点として、以下のような指摘もなされた。

¹⁵ 「場所」を定めて株主総会を開催するとともに、その場所にいない株主も通信手段を用いて出席できる株主総会をいう。

- ◆ 動議等を出そうとする株主の接続を切断し、他の株主の視聴を妨害すること等が技術的に可能であり、不公正な議事運営がなされる懸念がある上、他の株主はそれを認識できない場合もあるため、救済措置を含めて検討する必要がある（豊田委員、藤田委員）。また、総会検査役制度がどのように利用可能なのかについても検討すべきである（藤田委員）。
- ◆ 通信障害等の場合も決議取消事由になり得ることが、会社による利用を躊躇させる要因となるため、セーフハーバーを設けることも検討すべきである（北村委員、藤井委員）。
- ◆ デジタルデバイドの株主に対しては書面による議決権行使を確保すれば足りることとするかについても検討すべきである（青委員）。

2. 実質株主確認制度

実質株主確認制度の新設を議論することには肯定的な意見が多くみられた一方で、制度趣旨や、それと関連して制度の実効性の確保（違反した場合の制裁）について、以下のような指摘もなされた。

- ◆ 請求を受けた名義株主が躊躇せず判断できる程度に、制度の対象となる「実質株主」の定義を具体的に特定した制度を設計できるか検討すべきである（白井幹事、青委員、矢野幹事）。
- ◆ 制度の実効性を確保する手段として、過料では効果が弱いとしても、議決権行使の停止は、明らかに株主共同の利益を害するようなケースに限るべきであり、また、会社による濫用の可能性もあることから、事前の救済や裁判所の許可を要求することも考えられる（内田委員、松中幹事）。
- ◆ 会社側のイニシアチブで実質株主を確認する制度に加え、実質株主側で自らが実質株主であることを会社に対抗できる仕組みも導入すれば、議決権行使の停止といった強い制裁による不利益を実質株主側が回避できる措置として機能し得る（加藤幹事）。
- ◆ 株主との建設的な対話を制度趣旨とすれば、制裁として議決権行使の停止を導入することの説明は困難であるが、実質的な支配権の取得が水面下で進むことへの対処の必要性を制度趣旨とすれば、その説明も可能となるのであり、今後の議論のためにも制度の構想を早めに決める必要がある（藤田委員）。
- ◆ 株主との建設的な対話は上場会社を念頭に置いたものであり、また、正体不明の者が共同して株式を取得することは非上場会社ではあまり生じないため、非上場会社を規律の対象に含めることは慎重であるべきである（松中幹事）。

3. その他の株主総会の在り方に関する規律の見直し

（1）一定の場合に株主総会の決議があったものとする制度の導入

上場会社の株主総会では、フェア・ディスクロージャーにより、会場での説明義務の履行が意味を失いつつある実態も踏まえ、このような制度の導入に賛成する意見が多くみられたが、以下のような指摘もなされた。

- ◆ 上場会社で事前の議決権行使により決議の結果が決まる場合は、それをもって決議が成立したものとし、その後の総会は任意の会議体として開催することがあり得るが、定款による授權と株主総会招集通知での告知によりこの取扱いを認める制度とすることが考えられる（田中委員、藤田委員）。

- ◆ このような制度を導入すると、株主にとって、株主総会決議の成否や会議体としての株主総会の開催の有無が総会直前まで把握できないという懸念もある(久保田委員)。

(2) 株主提案権の議決権数の要件の見直し

要件の見直しに賛成する意見も多くみられた一方で、以下のような指摘がなされた。

- ◆ 株主提案権の濫用が、議決権数・比率の要件の引上げによって減少・解消するのかについては疑問である(内田委員)。
- ◆ 仮に要件の見直しが難しいとしても、各会社が定款により要件を引き上げることを認める立法を検討すべきである(久保田委員)。

(3) その他

株主総会の在り方に関して「部会資料 1」には明記されていない検討事項についても、以下のような意見が示された。

- ◆ 株主総会の目的事項の提案に対して議決権を行使できる株主の「全員」が書面または電磁的記録により同意したときに当該提案を可決する旨の株主総会決議があつたものとみなす 319 条 1 項の要件について、「全員」の要件を少し緩和することには合理性がある(田中委員、北村委員)。
- ◆ 株主総会資料の書面交付請求制度(325 条の 5 第 1 項、2 項)について、令和元年改正の時の想定よりも利用が少なく、また、少数の希望者のために印刷用資料を準備することを含めて多大なコストが生じていることを踏まえ、同制度の在り方を検討する必要がある(藤井委員、野崎幹事ほか)。
- ◆ 金融担当大臣から全上場会社に対し有価証券報告書を株主総会前に開示することを求める要請がなされたところ、上場会社の開示書類の記載事項には重複・類似する内容も散見され、担当者の負荷が重くなっていることも踏まえ、会社法を含む横断的な制度の整備等を検討する必要がある(仁分委員、石井委員)。

VI. 企業統治の在り方に関する規律の見直し

企業統治の在り方に関して「部会資料 1」に記載された検討事項の例は、①指名委員会等設置会社制度、②他の企業統治の在り方に関する規律の見直しである(表 4 参照)。

(表 4)企業統治の在り方に関する規律の見直しに係る検討事項の例

項目	検討事項の例	現行の制度	指摘されている主な問題点
指名委員会等設置会社制度	各委員会(指名委員会・監査委員会・報酬委員会)の権限等の見直し	各委員会の委員の過半数は社外取締役でなければならないが(400 条 3 項)、取締役の過半数が社外取締役でなければならないとはされていない。また、指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任に関する議案の内容を決定する権限を有し(404 条 1 項)、取締役会が当該決定を覆することはできない。	・この制度の前身である委員会等設置会社制度が導入された 2002(平成 14) 年時点とは異なり、上場会社における社外取締役の選任状況は大きく変化しており、取締役の一部で構成される指名委員会のみが取締役選任議案の内容の決定権限を有することは、特に取締役の過半数が社外取締役である場合には合理性が乏しい。
その他	業務執行取締役等と非業務執行取締役等は責任限定		・グローバルな人材確保や適切なリスク

項目	検討事項の例	現行の制度	指摘されている主な問題点
	の責任限定契約	契約を締結できるが(427条)、業務執行取締役等は締結できない。	ティクによる経営判断を促す観点から、業務執行取締役等との責任限定契約の締結を認めるべきである。

1. 指名委員会等設置会社制度の見直し

制度の見直しの必要性を認める意見が多く示された一方で、以下のような指摘がなされた。

- ◆ 指名委員会等設置会社には、上場会社が選択できる他の機関設計である監査役(会)設置会社および監査等委員会設置会社と比べて、監査の側面に複数の問題(たとえば、①監査委員は取締役会の決議により選定・解職できること(400条2項、401条1項)、②取締役が各委員会の議事録を閲覧請求できること(413条2項)、③常勤の監査委員の選定が義務付けられていないこと等)があり、これらの規律に関する変更も検討すべきである(田中委員)。
- ◆ 指名委員会等設置会社は、上場会社が選択できる3つの機関設計のうちの1つで、これらは同等と位置付けられているため、仮に見直しをするとしても、3つの機関設計の選択肢は同等であるとの説明を維持する必要がある(加藤幹事)。

2. その他の企業統治の在り方に関する規律の見直し

(1) 業務執行取締役等との責任限定契約の締結その他役員等の責任

業務執行取締役等も責任限定契約を締結できる対象に含めることについて肯定的な意見が複数みられた。その一方で、役員等の責任の在り方に関して、以下のような指摘がなされた。

- ◆ 株主代表訴訟に代わって会社が自ら役員等の責任を追及する事例が増えている印象があり、責任追及の主体は株主に限られないことを念頭に置く必要がある(加藤幹事)。
- ◆ 持株要件が設定されておらず手数料も低廉であるのに高額な賠償責任を追及できる日本の株主代表訴訟制度について、比較法的にみて整合性があるのかといった点が改めて検討されてよい(森委員)。

(2) その他

企業統治の在り方に関して「部会資料1」に明記されていない検討事項として、316条2項に定める調査者制度(297条の規定により招集された株主総会において、その決議により会社の業務および財産の状況を調査する者を選任できる制度)が取り上げられ、以下のような指摘がなされた。

- ◆ 調査者制度は最近少し利用されるようになってきたが、株主の過半数の賛成で会社の様々な情報を取得できることを正当化できるかを含め、検討事項に加えることが考えられる(藤田委員、北村委員)。

VII. その他の検討事項

「部会資料1」には明記されていない「その他」の検討事項について、以下のような意見がみられた。

- ◆ いわゆる二段階買収に関して、二段階目のキャッシュ・アウトに際して少数株主を保護する方法として、取締役の責任の引上げ、社外取締役の役割の定義付け等を検討することや、二段階買収を会社法上の制度として位置付けることを検討することも考えられる(内田委員、青委員、加藤幹事)。

VIII. 次回以降の会議の見通し

第1回会議では、「部会資料1」に記載された検討事項を中心に議論され、基本的にはいずれも議論が必要であるとの方向性が示された。次回以降は、いわゆる「一読」として各論の検討に移るが、①株式の発行の在り方、②株主総会の在り方、③企業統治の在り方という3つのテーマごとに、第1回会議で提示された指摘を広く取り入れて議論されることになった。

なお、第2回会議は2025年5月21日、第3回会議は同年6月25日に開催された。これらの会議の「議事詳細」も追って配信する予定である。

以上

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願ひいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 坂本 佳隆 (yoshitaka.sakamoto@amt-law.com)
弁護士 野村 直弘 (naohiro.nomura@amt-law.com)
弁護士 角田 恵央 (reo.kakuta@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。